

企画競争実施の公示

平成29年7月4日

東北運輸局 観光部長 飛田 章

次のとおり、提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

マレーシア旅行博覧会 (MATTA Fair Kuala Lumpur2017) 出展に伴う情報発信業務

(2) 業務内容

- ①マレーシア旅行博覧会 (MATTA Fair Kuala Lumpur2017) への
ブース出展・装飾・運営
- ②現地旅行会社等へのセールスコール
- ③MATTA 併催セミナー・商談会等への参加
- ④東北地域の観光魅力をPRするための広告掲載
- ⑤事業実施後のフォロー

(3) 履行期限 平成30年2月28日

2. 企画競争参加者資格要件

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有するものであること。(但し、地方自治体を除く) 今年度、初めて企画提案書を提出する際には、本資格を有していることを証明するため、当該資格審査結果通知書の写しを添付すること。
- (3) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

「女性の活躍推進にむけた公共調達及び補助金の活躍に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づいた認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、企画提案者としての加対象となるので、企画提案書と併せて別紙「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」(証明書類添付含む)を添付すること。

※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合確認表様式

(下記よりダウンロード可能)

http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kobo_kikaku/wa-kurairhubaransu_youshiki.doc

4. 手続等

- (1) 担当部
東北運輸局 観光部 国際観光課
〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
電話 022-791-7510 FAX 022-791-7538
E-Mail tht-tohoku-kanko@ml.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付
別紙参照
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
平成29年7月18日(火)17時00分まで、(1)まで7部持参、郵送(書留郵便に限る。)にて提出とする。または電子メールによる電子データの提出も可とする。
(電子メールで提出する場合は、送付1回あたり5MB未満の容量での分割送信とする。)
- (4) 説明会の日時及び場所
説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングを実施する場合には、別途ヒアリング日時及び場所を通知し実施する。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行なわない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行なった場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。
 - ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸

局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

(9) その他の詳細は説明書による。

マレーシア旅行博覧会 (MATTA Fair Kuala Lumpur2017) 出展に伴う 情報発信業務 説明書

1. 目的

観光庁では、「観光ビジョン実現プログラム 2017」に掲げたインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化に係るビジットジャパン事業を展開していくこととしており、この一環として、東北運輸局においては東北地域の関係者と連携した、東北地域への外国人旅行者を誘致するためのビジットジャパン地方連携事業を実施しているところである。

東北地域においては、東北の観光復興に向け、2020年に外国人宿泊者数150万人泊とする目標の中、宿泊旅行統計調査(観光庁)によると平成28年は64.8万人泊に達し、更なる外国人宿泊者数の高みを目指し、官民、観光関係者、地域住民が一丸となり、東北地域の観光振興に取り組んでいく必要がある。

今般、マレーシアで開催される旅行博覧会(MATTA Fair Kuala Lumpur2017)に出展し、マレーシアの一般消費者に対し東北地域の魅力的な観光資源等をPRするとともに、現地旅行会社に対し商談会等を通じて東北地域への旅行商品造成の働きかけ等を行い、更なる東北地域の認知度向上及び送客促進を図ることを目的とする。

2. 事業主体(連携先) (一社) 東北観光推進機構

3. 業務概要

- (1) マレーシア旅行博覧会(MATTA Fair Kuala Lumpur2017)への
ブース出展・装飾・運営

開催時期：平成29年9月8日(金)～9月10日(日)

開催場所：クアラルンプール(Putra World Trade Centre)

- (2) 現地旅行会社等へのセールスコール

実施時期：平成29年9月7日(木)【予定】

- (3) MATTA 併催セミナー・商談会等への参加

開催時期：平成29年9月11日(月)【予定】(クアラルンプール)

平成29年9月12日(火)【予定】(ペナン)

- (4) 東北地域の観光魅力をPRするための広告掲載

- (5) 事業実施後のフォロー

4. 企画提案書作成

- (1) 日本工業規格A4版とする。

- (2) 提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

- (3) 企画提案書の差し替えなどは、原則認めないこととする。

- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書

にその旨記載すること。

- (5) 企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、具体的に、かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとする。

5. 企画提案書記載要領

(1) 提案会社の概要

- ・組織内容、取り扱い業務内容について記載すること。

(2) 訪日旅行・東北旅行の動向分析に関すること

- ・マレーシアの訪日旅行、東北地域の旅行の動向分析について記載すること。なお、本事業における東北地域の範囲は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県とする。

(3) 事業の戦略に関すること

- ・事業のコンセプトやターゲット設定等、事業の根幹について記載すること。

(4) 事業全体行程に関すること

- ・事業全体のスケジュールについて記載すること。

(5) マレーシア旅行博覧会 (MATA Fair Kuala Lumpur2017) へのブース出展・装飾・運営

① ブース出展について

- ・ブース運営期間 平成29年9月8日(金)～9月10日(日)
- ・ブース出展料は2ブース分を計上すること。(ブースは確保済み)
- ・出展案内に関しては、主催者ホームページで確認すること。

② ブース装飾について

- ・自然と四季の豊かな東北をイメージしつつも、マレーシア人の好みを意識したインパクトのある装飾を企画提案すること。
- ・「Treasureland Tohoku Japan」のロゴを使用し、東北の統一感をもった装飾とすること。
- ・その他、装飾に必要なものを準備すること。

③ ブース運営について

- ・英語及び日本語の会話ができ、アンケート調査及び東北の観光について説明を行う能力のある通訳係員(2名×3日間)を手配すること。
(詳細については、企画提案内容を踏まえ連携先と協議の上、決定する。)
- ・ブース内に自治体、旅行関係者のパンフレットを置くカウンターやパンフレット棚、ブース運営に必要な文房具等を用意すること。
- ・マレーシア現地旅行会社の東北地域への旅行商品パンフレットを収集し、ブースに配置すること。
- ・ブース内において東北観光をPRするディスプレイ、音響機材等を手配・設置すること。
- ・ブース内において高速インターネット通信環境を手配・設置すること。

④ チラシの作成について

- ・東北の魅力ある観光資源や交通パス・アクセス等の概要を端的に記載したブース来場者に配布するチラシを作成することとし、その仕様(A3版カラー2つ折り、両

面刷り、言語：英語、1,000部)を提案すること。

・詳細については、企画提案内容を踏まえ連携先と協議の上、決定する。

⑤ アンケート調査の実施・集計・分析について

・ブース来場者を対象とした、今後の施策（東北の認知度向上を図る等）に資するアンケート（200部程度、言語：英語、出展ブース内で実施）を作成すること。

・アンケート協力者に対するギブアウェイ（200個程度）を手配すること。

・アンケートの回答・回収に必要なものを準備すること。

・アンケートの翻訳・実施・集計・分析をすること。

⑥ 荷物の輸送について

・観光PRに使用する物品のマレーシアまでの輸送費（航空便360kg）を計上すること。

⑦ その他、特筆すべき提案内容について記載すること。

(6) 現地旅行会社等へのセールスコールに関すること

① 日程について

・平成29年9月7日（木）【予定】

② 訪問先の手配・調整について

・マレーシアにおける訪日旅行市場に関する情報収集及び東北の旅行商品造成及び送客に向けた働きかけを行うため、現地旅行会社等訪問先へのアポイント及び調整を行うこと。（4社程度）

・具体的訪問先は企画提案内容を踏まえ、連携先と協議の上、決定する。

③ 通訳（1名）及び交通手段を手配すること。

④ セールスコールにて使用する説明資料を作成・翻訳（言語：英語）すること。また、作成した説明資料等の配布用DVDを作成すること。

⑤ 訪問先へのお土産を手配すること。

⑥ その他旅行商品造成・送客に結び付けるための特筆すべき提案内容について記載すること。

(7) MATTA 併催セミナー・商談会等への参加

① 開催時期及び開催場所について（参加申込済み）

・訪日旅行セミナー・商談会（クアラルンプール開催）

開催時期：平成29年9月11日（月）14：00～17：30【予定】

・訪日旅行商談会・ミニフェア（ペナン開催）

開催時期：平成29年9月12日（火）14：00～20：00【予定】

② 通訳（1名×2日間）を手配すること。

③ セミナー、商談会等で使用する説明資料を作成・翻訳（言語：英語）すること。また、作成した説明資料等の配布用DVDを60枚（30枚×2ヶ所）を作成すること。

④ セミナー、商談会等で使用する資料を各会場へ送付すること。

⑤ その他、特筆すべき提案内容について記載すること。

(8) 東北地域の観光魅力をPRするための広告掲載に関すること

① 東北の観光魅力を効果的に発信することが可能なメディアを選定し、連絡・調整を行

うこと。

② マレーシアの一般消費者に対し、旅行会社と共同で造成した東北向け旅行商品や東北の観光魅力を効果的にPRできるような、掲載時期、内容等を提案すること。

③ その他、特筆すべき提案内容について記載すること。

(9) 事業実施後における効果の把握等に関すること

① 事業効果を把握するための目標設定、測定（調査）方法を提案及び実施すること。

② 目標設定に関する成果指標項目は以下のとおりとする。

○ 海外旅行博出展

・アウトプット成果指標「ブース来場者数（業者・プレス、一般客）」

○ 旅行会社等セールスコール

・アウトプット成果指標「商談・訪問件数」

・アウトカム成果指標「造成ツアー本数、造成ツアー送客数」

○ 海外現地商談会

・アウトプット成果指標「参加人数、商談件数」

・アウトカム成果指標「造成ツアー本数、造成ツアー送客数」

○ 共同広告

・アウトプット成果指標「掲載本数・放送回数、媒体接触者数」

・アウトカム成果指標「広告掲載ツアー本数、広告掲載ツアー送客数」

(10) 事業実施体制に関すること

① 事業実施に際しての社内外組織・団体との連携体制について記載すること。

② その他、特筆すべき事項について記載すること。

(11) 安全の確保等に関すること

① 安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載すること。

② 当事業に係る傷害保険の加入について記載すること。

③ 業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

④ その他、特筆すべき事項について記載すること。

(12) 見積書

① 業務に必要な経費・内訳をできる限り詳細に記載すること。

② 業務に必要な経費・内訳について説明を求める場合がある。

6. 提案書を特定するための評価基準

別紙1のとおり

7. 本事業に係る問合せ

(1) 受付窓口

東北運輸局観光部 国際観光課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階

電話022-791-7510 FAX 022-791-7538

E-mail:tht-tohoku-kanko@ml.mlit.go.jp

(2) 受付期間

平成29年7月4日(火)から平成29年7月18日(火)17:00まで

(3) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問
- ② 積算に関する内容

8. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

9. 契約書の作成

要

10. 支払い条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

11. 概算予算額

2,540千円以内(消費税含む)(国費負担額1,270千円以内)

12. 事業実施期間

契約の日から平成30年2月28日まで

13. 事業報告書の作成

- ① 事業終了後、事業報告書1部、事業報告書等のデータを東北運輸局、連携先にそれぞれ提出すること。なお、事業報告書の構成は別紙2のガイドラインを基に作成すること。
- ② 本事業による成果物を東北運輸局及び連携先へ各1部提出すること。
- ③ 観光庁が作成したVisit Japan 成果確認システム(VJnet.)に、事業の進捗管理、成果情報等を迅速に入力すること。
- ④ 事業報告書は、東北運輸局HPで公表するため公表前提で作成すること。

14. その他

- (1) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (2) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。
- (3) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。

- (4) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申し出ること。
- (5) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局及び連携先は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求められるものとする。
- (6) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局及び連携先に帰属するものとする。
- (7) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。
- ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- ② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

提 案 書 評 価 基 準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を確実に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランスを推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記1.（1）から（4）の各評価項目について1点から10点までの10段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業については、別表による加点を行い。これを企画提案者の合格点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が各評価項目における最高点の合計に委員数を乗じた値の60%以上で、かつ、上記（2）を加点した合計点が最も高い企画提案者を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案者が複数いる場合には、そのうちから委員長が特定する。

4. 契約方法

- (1) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了まで、契約関係が生じないことに留意すること。
- (2) 特定された者の提案内容については、効果的な事業遂行を図るため、事業連携先と協議を実施した上で契約することとする。

(別表)

<ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表>

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目 ※2	最大3%	1
		2段階目 ※2		2
		3段階目		3
		行動計画 ※3		0.5
	次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)	くるみん		1
		プラチナくるみん		2
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			2	

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(例えば「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん」の認定を受けている企業の場合は配点が高い2%分を加算する。)

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

情報発信事業に係る実施報告書ガイドライン

1. 事業概要

- (1) 事業名称
- (2) 事業目的
- (3) 実施主体
- (4) 実施期間
- (5) 事業内容

2. 博覧会概要

- ①名称 ②主催 ③会場 ④会期 ⑤面積 ⑥出展者数（国内+国外）⑦参加地域
- ⑧招待バイヤー数 ⑨業界関係者来場者・参加数 ⑩一般来場者数 ⑪東北ブース来場者数
- ⑫入場料 ⑬会期中のスケジュール

3. 開催会場・ブース状況

- ①会場写真 ②全体レイアウト ③日本ブースレイアウト・出展者リスト
- ④東北ブースの位置・レイアウト図・東北ブース参加者名簿

4. 実施日の写真

- ①会場全体・全景など ②日本ブース ③東北ブース ④その他参考となる日本からの出展ブース ⑤東北ブースでのアンケートやPR写真 ⑥海外の参考になると思われるブースの写真 ⑦ブースで配付したチラシ・パンフの一覧と写真

5. チラシを作成した場合

- ①配付枚数 ②作成のコンセプト ③チラシの両面デザイン

6. ブースの装飾

- ①ブース装飾のコンセプト ②ブースの写真

7. ブース出展と連動した施策がある場合はその施策

SNS・ブログの活用など、実施した場合はその方法と結果（定量・定性）

8. ブース内での問い合わせ内容のまとめ

9. 事業アンケート調査

- (1) アンケート内容
- (2) アンケート集計結果
- (3) アンケート分析（効果測定）（結果から読み取れる魅力や課題抽出等）

(4) アンケートの実施言語版と翻訳を添付

1 0. 旅行会社訪問等実施の場合

- (1) 相手会社・団体等名
- (2) 訪問先との意見交換の内容概略
- (3) 打合せ等の写真

1 1. 商談会が実施される場合

- ①参加者名簿 ②会場配席図 ③次第（タイムスケジュール）等 ④写真
- ⑤商談会（意見交換）等の結果概要（意見等集約）
- ⑥商談会用の資料があれば資料添付

1 2. セミナーの開催

- ①セミナーでのコンセプト ②発表資料・概要 ③参加者名簿 ④会場配席図
- ⑤次第（タイムスケジュール）等 ⑥写真 ⑦セミナーの議事概要
- ⑧参加者からの意見等

1 3. その他関連資料

- ①博覧会会場で販売されている日本の旅行商品、東北の旅行商品の状況
- ②博覧会会場で配付されるフリーペーパーなど

1 4. その他特筆すべき事項

1 5. 効果測定とまとめ

- ①東北向け旅行商品の販売実績
- ②ブース施策による定量的効果（Facebook 発信者数等）
- ③出展状況やアンケート結果等によるまとめと今後の提言